

総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会 (平成 28 年度第 2 回) 議事概要

【日時】平成 29 年 1 月 24 日 (火) 14:00~16:00

【場所】国土交通省 (中央合同庁舎 2 号館 1 階) 共用会議室 3A・3B

【議事概要】

(1) 総合評価方式の改善等

1. 技術提案評価型 S 型の改善

- ・技術提案について、現場での効果を確認することは基本。
- ・入札時の評価と工事成績の関係を見ていくことも重要。
- ・技術提案の履行結果については、次回以降の審査の視点にもフィードバックできる。

2. 新技術の導入等、新たな技術提案の追加

- ・総合評価方式が導入されて 10 年が経過し、改善が必要となっているという認識に立ち、新たなテーマとして新技術に着目することは正しいと思う。
- ・発注者が評価したい新技術については、イメージを具体化しておくことが必要。
- ・ECI 方式の取組みを進める上で施工者の知見等をさらに活用するためにも、発注者側の体制を整えておくことが重要。

3. 担い手確保等の政策推進の取組

- ・若手技術者の登用促進策について、主任 (監理) 技術者に加え専任補助者を配置することは企業の負担になる。企業のバックアップ体制の評価や非専任での対応等をお願いしたい。
- ・特定の様式で支援体制を評価すると提案内容が定型化する恐れがあることに留意が必要。
- ・担い手確保の取組みについて、政策の達成状況を指標として設定するなど確認しながら取り組むことが重要。

4. 企業の参加機会の確保について

- ・競争参加者が評価の仕方に起因して固定化しないように、様々な取組を実施することが重要。

(2) 災害等の非常時における発注方式の適切な適用のあり方

1. 指名競争におけるダンピング受注

- ・災害時において応札者が減少するのは企業の判断でありやむを得ない。辞退者がいたとしても他の参加者にはわからないので競争性は確保されていると理解する。
- ・災害時は競争性より緊急性が重要。
- ・地方自治体は最低制限価格があるなど、国と制度が異なるため、そのような点もガイドラインに盛り込めば地方自治体にとっても有用なものとなる。

2. WTO 対象となる大規模工事における災害時での入札契約方式

- ・手続き期間の短縮や限定入札等の対応は条文からは可能であると理解する。
- ・発注者が緊急度合いを判断することが求められる。
- ・緊急度合いの観点から随意契約の対象を広げて考えるべきでは。